

流動性リスクへの対応について

令和元年 10 月 31 日

地方公共団体金融機構

流動性リスクへの対応については、従来、「地方公共団体金融機構 ディスクロージャー誌 2019」P61の「3. 流動性リスク」の第二段落に記載のとおり（下記参照）、四半期ごとに資金計画を立て、対応してまいりました。令和元年 10 月より、月ごとに資金計画を立て、より細やかな対応をとることといたしました。

今後も流動性リスクに適切に対応してまいります。

記

従来の対応	今後の対応
地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、 <u>四半期ごと</u> に資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっています。	地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、 <u>月ごと</u> に資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっています。

(注) 変更部分に下線

以上